

2016ワールド エコノ ムーブ グランプリ
2016 World Econo Move Grand Prix
シリーズ特別規則
Ver.2

2016 Mar 1

2016 Oct 31 一部改定

第1条 目的

全国で開催されているワールド エコノ ムーブ及び同様の競技を開催している大会が連携することにより、電気自動車技術のより一層の向上及び各競技大会のさらなる発展を図ることを目的とする。

第2条 名称

2016ワールド エコノ ムーブ グランプリ ('16WEMGP)

- 第1戦 2016 World Econo Move
May. 3(Tue), 4(Wed) 秋田県大潟村スポーツライン
- 第2戦 2016 World E.V. Challenge in SUGO
Sep. 3(Sat), 4(Sun) スポーツランドSUGO (宮城県)
- 第3戦 2016 NATS EV 競技会
Nov. 5(Sat) NATS サーキット (千葉県成田市)
- 第4戦 Energy Challenge Okinawa 2016
Dec. 28(Wed), 29(Thu) 沖縄県豊見城市

第3条 競技

秋田県大潟村で開催されているワールド エコノ ムーブ (WEM) 大会のレギュレーション相当、若しくは準じる競技(当協議会の認めるローカルルールは可とする)を開催し、当協議会が示すWEMポイント設定要項に基づいたポイントを、各競技大会の競技結果順位をもとに付加し、年間を通じた集計でポイントの上位を表彰するシリーズ戦とする。

第4条 主催者

ワールド エコノ ムーブ グランプリ (WEMGP) 協議会が主催する。

第5条 後援

(予定) 本協議会にご理解いただける国行政機関及び団体

第6条 協賛

古河電池株式会社
(予定) カーグラフィックス他

第7条 組織

ワールド エコノ ムーブ グランプリ (WEMGP) 協議会は、本大会の趣旨に賛同し第3条の競技大会を主催する団体で、且つ第2条に記載されたそれぞれの組織から当協議会 (WEMGP) の運営委員として任命された者を持って組織する。

- 2, それぞれの競技大会から任命される運営委員の数は1名～2名とする。
- 3, 運営委員の任期は2年とする。

第8条 協議会

協議会は必要時に開催されるが電子メールによる電子会議を可とする。

- 2, 協議会ではシリーズポイントの決定、大会からの入脱会の審査 (ローカルルールの審査を含む)、会費の決定、その他当大会に必要な事項について協議する。

第9条 公示

本大会の公示はインターネット、ホームページ (WEM公式ページ) におく。(http://www.wgc.or.jp/WEMGP/)

*URL:変更の場合はその都度お知らせします。

第10条 運営委員

大会組織名	開催地名	運営委員名
Eco Car Festa	大阪	岡波 玲嘉
World Ecno Move	大潟 〃	山本 久博 土井 博文
NATS EV 競技会	成田 〃	中西 浩明 滑川 正己
World E.V. Challenge in SUGO	菅生	畑山 忠彦
全日本袖ヶ浦E Vエコランレース大会	袖ヶ浦 〃	富沢 久哉 池田 信
<u>Energy Challenge Okinawa</u>	<u>沖縄</u>	<u>飯塚 悟</u>
特別委員	菅生 大潟	熊谷 枝折 谷 惇

※特別委員の開催地名は元所属大会(地)名

第11条 入退会

ワールド エコノ ムーブ グランプリ (WEMGP) 協議会に入会を希望する競技大会は当協議会に当該競技大会のレギュレーション及び前年度の実績（実績のない大会は見込み）を提出し入会可否の審査を受けなければならない。また、退会を希望する競技大会は、当協議会の承認を受けなければならない。

第12条 事務局

WEMGP 事務局は
住所 秋田県南秋田郡大潟村中央1の17
「クリーンエナジーアライアンス」 (Clean Energy Alliance)
TEL 0185-45-3339 E-mail : cea@ogata.or.jp に置く。

第13条 ポイント

- 第3条 競技 に基づき各競技大会結果の順位に付加するポイントは別に定めるポイント設定要項によるものとする。
- 2, 各競技大会は各競技大会終了後にその競技結果をWEMGP事務局に報告し、その競技大会での獲得ポイントを速やかに、且つ正確に公示できるように協力するものとする。

第14条 章典

総合1位から10位までを入賞とする。
また、ジュニア部門を設け6位までをジュニア部門の入賞とする。
入賞とは別に特別賞を設けることができる。

第15条 経費

当協議会の経費は主に章典の費用に充てられ、その経費は別に定める負担金を各競技大会から徴収し賄うものとする。

第16条 抗議

当大会に対する抗議は各当該競技大会で処理するものとし、当該競技大会を通して当協議会に於いて次回の検討課題とすることが出来る。

付 則 この特別規則は 2016 WEMGP の第1戦開催から最終戦の終了時までとする。